

愛知県都市職員共済組合の規則、規程等に関する規則

○ 愛知県都市職員共済組合の規則、規程等に関する規則

(平成10年3月31日)
(平成10年規則第2号)

改正 平成21年11月4日規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、愛知県都市職員共済組合運営規則（昭和37年愛知県都市職員共済組合規則第1号）第38条の規定に基づき、愛知県都市職員共済組合の業務の執行に関する規則、規程、要綱及び細則の制定又は改廃の手続きについて必要な事項を定めるものとする。

(平21規則10・一部改正)

(規則)

第2条 規則の制定又は改廃は、組合会の議決を経なければならない。

(規程)

第3条 規程の制定又は改廃は、理事会の審議を経て理事長が定める。

(要綱又は細則)

第4条 理事長は、その権限に属する事務に関しての要綱若しくは細則を制定し、又はその改廃をすることができる。

附 則

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に制定又は改廃された規則、規程、要綱等は、この規則の手続きにより制定又は改廃されたものとみなす。

附 則 (平成21年11月4日規則第10号)

この規則は、平成21年12月1日から施行する。